



## 2. 基本事項等

### (3) 実施区間

#### 【信濃川下流河川事務所】

- ・ 信濃川（下流）
  - 左岸：新潟県燕市大川津字辰新野手川欠跡 1062 番の 6 地先から河口まで
  - 右岸：新潟県長岡市中条新田字丸山 1546 番の 2 地先から河口まで
- ・ 関屋分水路  
信濃川からの分派点から河口まで

#### 【新潟県】

- ・ 加茂川  
新潟県加茂市大字黒水から信濃川合流点まで
- ・ 五社川  
新潟県南蒲原郡田上町湯川地先から信濃川合流点まで
- ・ 才歩川  
新潟県南蒲原郡田上町大字田上地先から信濃川合流点まで
- ・ 山田川  
新潟県南蒲原郡田上町大字田上地先から才歩川合流点まで
- ・ 大正川  
新潟県加茂市学校町地先から加茂川合流点まで